

自然科学研究機構分子科学研究所安全衛生管理室規則

平成16年4月1日
分研規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第4条第1項第1号の規定に基づき自然科学研究機構分子科学研究所（以下「研究所」という。）に置かれた安全衛生管理室（以下「管理室」という。）の組織運営について定めるものである。

(管理室の目的)

第2条 管理室は、自然科学研究機構安全衛生管理規程（平成16年自機規程第22号）、自然科学研究機構岡崎3機関安全衛生委員会規則（平成16年岡共規則第26号）及び自然科学研究機構分子科学研究所安全衛生管理規則（平成16年分研規則第21号。以下「安全衛生管理規則」という。）に定めるもののほか労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）及びその他関係法令の定めるところに基づき、研究所における快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保するための専門的業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 管理室は、研究所における次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 安全衛生管理に関する企画立案
- 二 安全衛生管理に関する作業指導
- 三 安全衛生管理に関する実情調査
- 四 その他安全衛生管理の推進のために必要な業務

(組織)

第4条 管理室に、次の職員を置く。

- 一 室長
- 二 安全衛生管理者
- 三 安全衛生管理担当者
- 四 作業主任者
- 五 その他研究所長が必要と認める職員

2 室長は、安全衛生管理規則第12条に規定する分子科学研究所安全衛生委員会委員長をもって充てる。

(室長の責務)

第5条 室長は、管理室の業務を掌理する。

2 室長は、研究所職員の健康の保持増進及び安全の確保のため必要があると認める場合には、安全衛生管理規則第4条に規定する分子科学研究所安全衛生統括代表者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。